

優良協働事業実施組織に対する知事表彰要綱

第 1 趣 旨

信州協働推進ビジョン（平成 25 年 3 月策定）に基づき、協働を推進するため、優れた協働事業を実施している組織に対して知事表彰を行うものとする。

第 2 名 称

この表彰の名称は、「信州協働大賞」とする。

第 3 表彰の種類

表彰規則（昭和 34 年長野県規則第 6 号）第 3 条に基づく知事表彰とする。

第 4 表彰の回数

年 1 回を原則とする。

第 5 交付品

表彰は、表彰状を交付するほか、記念品を併せて交付することができるものとする。

第 6 推 薦

県の各機関、市町村、県内で中間支援組織として活動する団体及び市町村が設置する市民活動支援センターからの推薦による。

第 7 審 査

第 6 の推薦に基づき、別に定める方法において審査し、被表彰協働体を決定する。
なお、審査にあたっては、必要に応じて有識者の意見を求めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年度の表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成 26 年度の表彰から適用する。

附 則

この要綱は、平成 28 年度の表彰から適用する。